

上里町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規定は、上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱(平成27年上里町告示第36号)第11条の規定に基づき、上里町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項(事務局長等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、総合政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、総合政策課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な時候は上里町文書取扱規定(平成17年3月21日上里町訓令第5号)の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の名称は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管及び取扱いについては、上里町公印規定(昭和41年12月27日上里町訓令第1号)の例によるものとする。

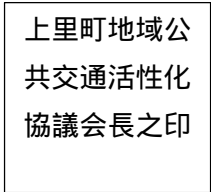
(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附則

この規定は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	印影	書体	寸法 (mm)	使用区分	保管者
上里町地域 公共交通活 性化協議会 会長の印		てん書	方21	会長名をも って発する 文書	事務局長